

別添 4

不服審査会における認定調査等に関する意見 (平成 19 年 5 月に全道の市町村に周知)

1 認定調査について

- 準備がない状態で認定調査を受けたため、伝えたい事項が伝えられていないとの訴えが多く、調査の目的、制度の概要について、あらかじめ十分伝えることが必要。
- 調査票には、障害によっては必要のないと感じる項目もあるが、制度の趣旨をあらかじめ説明し、理解を求めることも必要。
- 調査結果が実態と相違しているとの訴えが多く、調査票記入後、可能な限り記入内容を提示するなど、調査内容に対する信頼性の確保を図ることが必要。
- ~~○ 日内変動や季節変動等により、できたり、できなかつたりする項目については、頻回調査することが望ましい。~~

注)「障害支援区分」の施行(H26.4.1)により判断基準が見直され、「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

- 日常的に自助具、補装具等を使用している場合にあっては、その使用状況についても記載することが必要
- 判断に迷う場合については、可能な限り実際に行為をしてもらうこと。また、回数や頻度等の具体的な状況、判断根拠について「特記事項」に詳しく記入することが必要。
- 求めがあった場合にあっては、再度認定調査を行うなど、柔軟な対応をお願いしたい。

2 市町村審査会における審査判定について

- ~~○ 医師意見書における2軸評価についても、2次判定において勘案した上で判断してもらいたい。~~

注)「障害支援区分」の施行(H26.4.1)により、「精神症状・能力障害二軸評価」は、一次判定(コンピュータ判定)で活用される。
→この項目のみをもって一次判定の結果を変更することはできない。

※ 平成 19 年 5 月 14 日付 障福第 440 号 各市町村障害者保健福祉担当課長宛 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長名通知「障害者自立支援法に基づく審査請求の状況及び市町村支給決定の留意事項について」